

09 北方領土について

《ヤウンモシリ》（北海道）の東に隣接する、国後島、択捉島、色丹島、歯舞諸島の島々は、現在ロシアが占拠し、日本から自由に往来することができません。

日本政府や北海道庁はこれらの島々を「北方領土」「日本固有の領土」として、その領有権を主張し、ロシアに対して返還交渉を行っています。

この島々を巡っては、17世紀に《ヤウンモシリ》（北海道）や四島に居住したアイヌ民族がラッコの皮を松前藩主にもたらしたとの記録が残されています。松前藩は、1754（宝暦4）年に国後島に場所（交易の場所）を開設して商船を送り、厚岸、国後を拠点とするアイヌ民族との交易を行いました。

カムチャツカに拠点を築いたロシアは、《ルトム》（千島列島）北部のアイヌ民族をロシア正教に改宗させ、南下を始めました。幕府はこれを警戒し、19世紀には対ロシア政策として《ヤウンモシリ》（北海道）を二度にわたって直轄しました。

また、幕府は1798（寛政10）年、エトロフ島に近藤重蔵を派遣し、「大日本恵登呂府」と書かれた標柱を建てて、同島が日本の領有権に属すると主張しました。

後の1811（文化8）年、国後島に立ち寄ったロシアのゴローニン船長らを南部藩が捕らえたり、翌年には、高田屋嘉兵衛がロシア船に捕らえられたことを契機に、1813（文化10）年、日ロ両国間で国境を決める交渉が始まりました。

交渉の末、1855（嘉永8）年に「日魯通好条約」が結ばれ、日露間の国境は、択捉島とウルップ島の間とされました。以後、千島樺太交換条約1875（明治8）年、サン・フランシスコ平和条約1951（昭和26）年の調印を経て現在に至っていますが、これらの条約には北方四島は含まれず、他国に属したことがないというのが返還運動の根拠になっています。

もっともこうした「北方領土」に関する日本側の主張や返還運動については、アイヌ民族の立場が見落とされていることに注意が必要です。

これらの島々は、《ヤウンモシリ》（北海道）と同様にアイヌ民族が先住し、この地に根ざした独自の生活・文化を育み、隣接する島々を自由に往来していました。

松前藩の運営は、《ヤウンモシリ》（北海道）、北方四島に居住するアイヌ民族との交易の独占権、本州域から渡航する商船に対する課税権により維持していました。

アイヌ民族は過酷な労働を強いられました。それは威圧によって強要されたものであり、藩の領民ではありません。松前藩との間に《ヤウンモシリ》(北海道)・北方四島の地権に関する交渉や協議、証文を取り交わしたという記録は残されていません。

その後、明治政府はアイヌ民族の居住地を一方的に「官有地」とし、「開拓」のために移住者、資産家、企業に払い下げを行いました。これによって、アイヌ民族の生活基盤が破壊されましたが、領土問題が取り沙汰される際にこうした歴史が顧みられることはありません。アイヌ民族の最大組織である北海道ウタリ協会(現北海道アイヌ協会)では、1983(昭和58)年5月に「北方領土」問題に関する基本方針を次のとおり表明しました。

1. 政府及び道は、徳川幕府による開発以前の全千島における先住者であるアイヌ民族の地位を再確認すること。
2. 政府及び道は、「北方領土」に関連し、北海道についても先住者がアイヌ民族であったという厳然たる歴史的事実を明確にすべきこと。

現在も日本政府(北海道庁を含む)とロシアとの間で、協議や交渉が継続されていますが、アイヌ民族を含めた交渉は今日までありません。

北海道アイヌ協会では、アイヌ民族の立場から先住全域の歴史的な実証資料の確認とともに国内外に向けて正しい理解と認識を求めています。

このように「北方領土」問題については、「アイヌ民族」と《ヤウンモシリ》(北海道)を中心とする植民地化(北方開拓)の深い関係を理解することが必要です。

〈詳しくは〉

- ・千島列島のアイヌ民族先住に関する資料(社団法人北海道ウタリ協会)1987.5
- ・先駆者の集い(社団法人北海道ウタリ協会105.106合併号)
研究論理と先住民族アイヌの人権/加藤忠
- ・アイヌ民族の歴史と文化(山川出版社)2000.8
- ・アイヌの歴史と文化Ⅰ・Ⅱ(創童社)2003/2004 榎森進編
- ・別冊太陽 住民アイヌ民族(平凡社)2004.11
- ・北海道/北方領土対策本部
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/index.htm>
- ・われらの北方領土 2005年版(外務省国内広報課)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/hoppo6.html>